○常滑市物品等電子調達実施要綱

平成21年４月１日要綱第４号

改正

平成25年３月26日

平成27年３月１日要綱第４号

令和６年６月１日要綱第71号

常滑市物品等電子調達実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、常滑市（以下「市」という。）が、あいち電子調達共同システム（物品等）を利用して行う物品の買い入れ又は借り入れ、役務の提供等に係る調達の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　あいち電子調達共同システム（物品等）　愛知県及び愛知県内の市町村等が共同で運営する情報システムで、入札参加資格申請システム、電子入札システム及び入札情報サービスシステムにより構成され、入札参加資格申請や電子入札等をインターネットを利用して行う情報システムの総称をいう。

（２）　入札参加資格申請システム　あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、物品の製造・販売、役務の提供等に係る入札等に参加するための入札参加資格申請等に関する事務手続を処理する情報システムをいう。

（３）　電子入札システム　あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札（見積りを含む。以下同じ。）に関する事務手続を処理する情報システムをいう。

（４）　入札情報サービスシステム　あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札関係情報を閲覧することができる情報システムをいう。

（５）　電子入札　電子入札システムを利用して執行する入札をいう。

（６）　紙入札　電子入札によらず書面により執行する入札をいう。

（７）　オープンカウンタ（公開見積競争）　電子入札システムにより案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数の者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者との間に契約を締結する契約方式をいう。

（８）　ＩＣカード　電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカードをいう。

（９）　ＩＤ　電子入札に参加しようとする者が、入札参加資格申請システムにより、市へ入札参加資格申請を行い、入札参加資格者名簿登載後交付される識別符号をいう。

(10)　執行担当者　市において、電子入札システムを利用する入札案件の、案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続を担当する職員をいう。

(11)　電子くじ　電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときに、電子入札システムの機能を使用して落札者を決定する仕組みをいう。

（電子入札の対象）

第３条　電子入札の対象となる入札方式は次に掲げるものとする。ただし、市長が電子入札に付することが適当でないと認めるものは、除くものとする。

（１）　一般競争入札

（２）　指名競争入札

（３）　随意契約（オープンカウンタに限る。）

（電子入札システムを利用できる者）

第４条　電子入札システムを利用できる者は、入札参加資格申請システムにより競争入札参加資格の申請を行い、入札参加資格者名簿に登載された者とする。

２　電子入札システムを利用しようとする者は、前項の資格認定後、入札参加資格申請システムより交付されるＩＤ、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を使用して電子入札システムにログインし、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を変更するものとする。ただし、入札参加資格申請システムにより、初期パスワードを変更している場合は、再度のパスワードの変更は要しない。

（ＩＣカードの登録）

第５条　電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにＩＣカードの登録を行わなければならない。

２　電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、登録済みのＩＣカードが失効した場合又はＩＣカードを更新した場合、次の各号によりＩＣカードの登録を行わなければならない。

（１） 登録済みのＩＣカードが失効した場合　新たに取得したＩＣカードにより再度ＩＣカードの登録を行う。

（２） ＩＣカードを更新した場合　登録済みのＩＣカード及び新たに取得したＩＣカードを用いてＩＣカードの更新の登録を行う。

（ＩＣカードの名義人）

第６条　ＩＣカードの名義人は、市の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者とする。ただし、代表者から市の入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる場合は、受任者とする。

２　ＩＣカードの名義人に変更の事由が発生した場合は、入札参加資格申請システムにより申請内容の変更の手続きを行うとともに、前条第２項第２号の方法により新たな名義人のＩＣカードに更新しなければならない。

３　電子入札参加者が、他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとする等、ＩＣカードを不正に使用した場合、市長は、その者が行った入札の無効、落札の決定の取消、契約解除等の措置を取ることができる。

（案件登録等）

第７条　市長は、電子入札を実施しようとするときは、案件内容等を電子入札システムに登録し、公開するものとする。

（競争入札参加資格確認申請書の提出）

第８条　一般競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより当該入札に参加するために必要となる資格を有することを証明する書類を添付し、電子署名及び電子証明書（以下「電子署名等」という。）を付した競争入札参加資格確認申請書（様式第１）を申請期間内に市長へ提出しなければならない。

（入札参加資格の確認）

第９条　市長は、前条の競争入札参加資格確認申請書を受領したときは、入札参加資格者名簿等により参加資格の有無を確認し、その結果を記載した競争入札参加資格確認通知書（様式第２）を電子入札システムにより送信するものとする。

２　前項の通知書を受領した者は、電子入札システムにより前項の通知書の内容を確認しなければならない。

（指名の通知）

第10条　市長は、指名競争入札を実施しようとするときは、指名通知書（様式第３）を電

子入札システムにより送信するものとする。

２　指名の通知を受けた者は、電子入札システムにより前項の通知書の内容を確認しなければならない。

（入札書の提出）

第11条　電子入札参加者は、電子入札システムにより入札書（見積書を含む。第21条に規定する再度入札にあっては、再入札書。以下同じ。）を作成し電子署名等を付した上で、入札受付期間内に市長へ提出しなければならない。ただし、オープンカウンタの場合は、電子署名等を付すことに代えて、電子入札システムより見積用暗証番号を入力するものとする。

（紙入札の承認）

第12条　電子入札案件において、紙入札での参加を希望する者は、入札受付期間終了時までに紙入札参加承認願（様式第４。以下「承認願」という。）により市長の承認を得るものとする。

２　前項の規定により承認願の提出があった場合は、市長は次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札での参加を承認するものとする。

（１）　ＩＣカードが失効、閉塞又は破損等で使用できなくなり、電子入札における所定の期日までに再発行される見込みがなく、市長がやむを得ないと認める場合

（２）　ＩＣカードの名義人に退職、異動等の事由が生じたため、新名義でのＩＣカード取得手続中の場合

（３）　前各号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者にやむを得ない事情があるものと認められる場合

３　市長は、紙入札での参加を承認する場合は紙入札承認通知書（様式第５）により、承認しない場合は紙入札不承認通知書（様式第６）により不承認の理由を明らかにして、それぞれ通知するものとする。

４　紙入札の承認を受けた入札参加者（以下「紙入札参加者」という。）は、承認後の電子入札システムによる手続は認めないものとする。なお、紙入札の承認を受けた入札参加者が承認前に電子入札システムにより行った手続は有効なものとして取り扱う。

（紙入札の取扱い）

第13条　紙入札の承認願、書面による競争入札参加資格確認申請書及び入札書の提出場所並びに提出方法については、案件ごとに市長が指示するものとする。

２　書面による競争入札参加資格確認申請書、入札書の受付期間については、特段の指示のない限り、電子入札システムによる受付期間と同一とする。

（入札の辞退）

第14条　入札参加者が電子入札を辞退しようとする場合は、入札受付期間内に電子入札システムにより、市長へ辞退届（様式第７）（第21条に規定する再度入札にあっては、再入札辞退届（様式第８））を提出しなければならない。ただし、紙入札参加者が辞退しようとする場合は、入札受付期間内に書面により市長へ辞退届を提出するものとする。

２　入札書を提出した後は、辞退することができない。

（入札の中止）

第15条　市長は、入札を公正に執行することができないと判断される場合は、入札を中止することができる。

２　前項の規定により、入札を中止した場合、市長は、電子入札システムにより案件中止の登録を行うとともに、入札参加者に通知するものとする。

（開札予定日時等の変更）

第16条　市長は、案件登録の後、特段の事情により入札受付期間又は開札予定日時を変更する場合は、電子入札システムにより変更登録を行うとともに、入札参加者に対し、電子入札システムにより日時変更通知書（様式第９）を送信するものとする。

（開札）

第17条　開札は、当該入札事務に関係のない職員の立会いの上で、開札予定日時後、速やかに行うものとする。

２　紙入札がある場合、執行担当者は、入札金額及び電子くじ番号を電子入札システムに入力した後に電子入札システムにより一括開札を行うものとする。

３　前項の入力は、紙入札書の受付順に行うものとする。

（電子くじによる落札者の決定）

第18条　落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

２　紙入札参加者は、入札書に電子くじ番号（任意の３桁の数値）を記載して提出するものとする。なお、入札書に電子くじ番号の記入がない場合は、「999」と記載されたものとみなす。

（落札者の決定の通知）

第19条　落札者を決定した場合は、市長は入札参加者に対し、電子入札システムにより落札決定通知書（様式第10）を送信するものとする。

（保留の通知）

第20条　市長は、開札後、直ちに落札者を決定することができない場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより、保留通知書（様式第11）を送信するものとする。

（再度入札）

第21条　開札をした場合において、入札参加者の入札金額が予定価格の制限の範囲内にないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札がないとき。）は、再度入札を行うことができる。

２　再度入札の入札受付期間及び開札日時は、案件ごとに市長が指定し、電子入札システムにより再入札通知書（様式第12）を送信するものとする。

３　再度入札の回数については、２回までの範囲内で案件ごとに市長が定めるものとする。

４　前項までの規定にかかわらず、オープンカウンタにおいては、再度見積りは実施しないこととする。

（不調）

第22条　市長は、落札者がなく不調となった場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより不調通知書（様式第13）を送信するものとする。

（紙入札参加者への通知）

第23条　紙入札参加者に対する第16条、第19条、第20条、第21条第２項及び前条の通知は、口頭又は書面等確実な方法により行うものとする。

（結果の公表）

第24条　市長は、電子入札システムにより電子入札を実施した場合は、その結果を入札情報サービスシステムに登録し公表するものとする。

（電子入札システムによる提出）

第25条　電子入札システムにより送信された競争入札参加資格確認申請書、入札書及び辞退届は、電子入札システムのサーバに備えられたファイルへ記録された時点で提出されたものとする。

２　電子入札参加者は、これらのサーバへの到達を電子入札参加者の使用するパーソナルコンピュータに表示される受信確認通知画面により確認するものとし、確認後、当該画面を印刷するとともに、保管するようにしなければならない。

（電子ファイルの提出）

第26条　電子入札参加者は、市長へ資料を提出する場合は、原則として電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出しなければならない。

２　前項の電子ファイルの容量は３ＭＢを上限とし、ファイルを圧縮する場合の圧縮形式については、ＬＺＨ又はＺＩＰ形式に限定するものとする。自己解凍方式（ＥＸＥ形式）は、これを認めない。

３　第１項の電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は別表のとおりとする。

４　電子入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する際には、必ずウイルス感染のチェックを行わなければならない。

５　執行担当者は、電子ファイルへのウイルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し警告するとともに、再提出の方法について協議するものとする。ただし、電子ファイルによる再提出は、入札参加者において確実なウイルス駆除が可能と執行担当者が判断するときに限り認めるものとする。

６　電子ファイルによる送信ができない場合については、市長の指示するところにより、郵送又は持参により提出ができるものとする。その場合の提出期限については、特段の定めのない限り電子入札システムによる場合と同一とする。

（障害時等の対応）

第27条　案件登録後、市長の使用に係る電子入札システムの障害、天災・広域停電・通信障害によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により、電子入札システムの利用が不能となった場合で、障害の復旧又は状況の改善が見込めず電子入札が実施できないと市長が判断したときは、電子入札を中止又は紙入札へ変更することができる。

２　紙入札へ変更する場合は、執行担当者は全ての入札参加者に対し、電話等の確実な方法で次に掲げる事項を速やかに連絡するとともに、入札方法変更通知書（様式第14）により通知するものとする。

（１）　入札方法を紙入札に変更したこと。

（２）　既に完了している電子入札システムによる手続は有効なものとして取り扱うこと。

（３）　既に送信された入札書は無効とすること。

（４）　既に入札書を送信した者は、改めて書面により入札書を提出しなければならないこ

と。

（５） 紙入札に係る入札方法その他必要事項

（その他）

第28条　この要綱に定めるもののほか、電子入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月26日）

この要綱は、平成25年３月26日から施行する。

附　則（平成27年３月１日要綱第４号）

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（令和６年６月１日要綱第71号）

この要綱は、令和６年６月１日から施行する。

別表（第26条関係）

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｗｏｒｄ	Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｗｏｒｄ2007以降で作成し「Ｗｏｒｄ文書」形式で保存したファイル
Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｅｘｃｅｌ	Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｅｘｃｅｌ2007以降で作成し「Ｅｘｃｅｌブック」形式で保存したファイル
その他	・テキストファイル（ＴＸＴ※又はＣＳＶ※形式） ・ＰＤＦ（Ａｄｏｂｅ　Ａｃｒｏｂａｔで作成したもの） ・画像ファイル（ＪＰＥＧ又はＧＩＦ形式） ・その他市長が特別に認めたファイル形式及びバージョン

※　ＴＸＴ形式はＷｉｎｄｏｗｓ付属のメモ帳により開封できるものに限る。

ＣＳＶ形式は、Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｅｘｃｅｌで開封できるものに限る。

様式第１（第８条関係）

年　　月　　日

競争入札参加資格確認申請書

常滑市長　殿

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

下記案件に係る入札に参加したいので、競争入札参加資格を確認してください。
なお、申請内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称

様式第２（第９条関係）

年　　月　　日

競争入札参加資格確認通知書

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名　　様

常滑市長

先に申請のありました下記の案件に係る競争入札参加資格については、次のとおり確認しました。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称
入札受付期間　　年　月　日　時　分～　　年　月　日　時　分
開札日時　　年　月　日　時　分
備考
競争入札参加資格の有無
理由

様式第３（第10条関係）

年　　月　　日

指名通知書

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名　　様

常滑市長

指名競争入札を下記のとおり行いますので、案件内容を確認の上、入札に参加してください。

記

案件番号		
調達整理番号		
案件名称		
質問申請期間	年　月　日　時　分～	年　月　日　時　分
同等品申請期間	年　月　日　時　分～	年　月　日　時　分
入札受付期間	年　月　日　時　分～	年　月　日　時　分
開札日時	年　月　日　時　分	
納期（履行期間）	年　月　日	
納入場所（履行場所）		
備考		

様式第４（第12条関係）

紙入札参加承認願

年　　月　　日

常滑市長　殿

住　所
氏　名
（名称及び代表者職氏名）

下記１の電子入札案件については、下記２の理由により電子入札システムを利用しての入札参加（見積書提出）ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

１　案件名称

２　電子入札システムで参加できない理由

様式第５（第12条関係）

紙入札承認通知書

年　　月　　日

様

常滑市長

年　　月　　日付けで承認願の提出されました下記案件への紙入札参加を承認します。

記

１　案件名称

２　紙入札に関する事項

（１）入札（見積）受付期間

（２）入札（見積書）提出場所

（３）開札日時

（４）その他必要事項

・（１）の日時に入札書を持参のうえ（２）の入札場所までお越しください。

（・（１）の日時までに見積書を作成し、（２）の場所まで提出してください。）

・入札書（見積書）の欄外に、くじ番号（３桁の任意の数値）を忘れずに記入してください。

担　　当
電　　話
ファックス
電子メール

様式第６（第12条関係）

紙入札不承認通知書

年　　月　　日

様

常滑市長

　　年　　月　　日付けで承認願の提出されました下記案件への紙入札参加は承認しません。

記

１　案件名称

２　不承認の理由

担　　当
電　　話
ファックス
電子メール

様式第７（第14条関係）

年　　月　　日

辞退届

常滑市長　殿

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

下記案件に係る入札を辞退します。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称
入札執行回数　　回目

様式第８（第14条関係）

年　　月　　日

再入札辞退届

常滑市長　殿

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

下記案件に係る再入札を辞退します。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称
入札執行回数　　回目

様式第９（第16条関係）

年　　月　　日

日時変更通知書

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名　　様

常滑市長

下記の案件については、次のとおり日時の変更をします。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称
（入札）執行回数　　回目
入札（見積）受付期間　　年　月　日　時　分～　　年　月　日　時　分
開札日時　　年　月　日　時　分
理由

様式第10（第19条関係）

年　　月　　日

落札決定通知書

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名　　様

常滑市長

下記案件については、次のとおり落札者を決定しました。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称
開札日時　　年　月　日　時　分
落札者
落札金額　　円

様式第11（第20条関係）

年　　月　　日

保留通知書

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名　　様

常滑市長

下記の案件については、落札の決定を保留します。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称
（入札）執行回数　　回目
理由

様式第12（第21条関係）

年　　月　　日

再入札通知書

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名　　様

常滑市長

下記の案件については、次のとおり再入札を行いますので、入札受付期間内に再入札書を提出してください。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称
入札執行回数　　回目
入札受付期間　　年　月　日　時　分～　　年　月　日　時　分
開札日時　　年　月　日　時　分
入札最低金額　　円
理由

様式第13（第22条関係）

年　　月　　日

不調通知書

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名　　様

常滑市長

下記案件については、不調となりました。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称
（入札）執行回数　　回目
理由

様式第14（第27条関係）

入札方法変更通知書

年　　月　　日

様

常滑市長

下記の入札について、常滑市物品等電子調達実施要綱第２７条の規定に基づき、電子入札から紙入札へ変更しますので通知します。

記

１　案件名称

２　既に完了している書類の送受信について
（１）既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱います（入札（見積）書は除く。）。
（２）既に送信された入札（見積）書は無効とし、開札は行いません。
（３）既に入札（見積）書を送信した方は、改めて入札（見積）書を提出してください。

３　紙入札に関する事項
（１）入札（見積書提出）日時

（２）入札（見積書提出）場所

（３）その他

担　　当
電　　話
ファックス
電子メール